

令和3年6月定例会

文教厚生委員会記録

開催日時 令和3年6月24日（木曜日） 午前10時00分から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第28号

有田市国民健康保険税条例及び有田市介護保険条例の一部を
改正する条例

議案第29号

有田市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

出席者

出席委員

上山寿示委員長・上野山善久副委員長

浜口元司委員・福永広次委員・堀川 明委員

中谷桂三委員・小西敬民委員

生駒三雄議長

当 局

市民福祉部

宮崎三穂子市民福祉部長・児嶋利樹市民課長

石井哲也生活環境課長・松村尚彦福祉課長

南村尚史福祉相談室長・桃井克博健康課長

若松伸行高齢介護課長・宮井美恵福祉課主幹

田中育美保険年金係長・福田典久介護保険係長

教育委員会

谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事

嶋田実明生涯学習課長・桑原伸浩生涯学習課主幹

水道事務所

北野宏幸水道事務所長・馬倉三喜水道課長

総合行政委

員会事務局

大谷せつ子局長

市立病院

神保佳紀事務長・石井絹代庶務課長

議会事務局

田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

開 会

○上山委員長： 開会挨拶

○宮崎部長： 議案第 28 号
有田市国民健康保険税条例及び有田市介護保険条例の一部を
改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○中谷委員： 条例改正には特に問題ありませんが、3月31日までに国保と介護で、対象となった世帯数と減免額の集計が出来ていれば教えてください。

○桃井課長： 国民健康保険税の対象世帯は46世帯で、減免額は9,768,800円でございます。

○若松課長： 介護保険の実績につきましては、世帯ではなく個人となりますので、人数は22名、金額は1,475,200円となっております。

○中谷委員： 今年度1年間延長すれば、ほぼ同じと考えればいいですか。

○桃井課長： そのとおりでございます。

○若松課長： 国保と同様だと思います。

○上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○石井課長： 議案第 29 号
有田市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○小西委員： 指定管理制度を導入できるという条例であります。これは、総務省の事業採択に伴ってのことです。これから議員が市民へ説明していかなければなりません。有田市民病院の今後の絵描きで一番大事なところでもありますので、今回私は、採決を見送りたいと思います。県下の公立病院で初めてということは、非常にインパクトのあることだと思います。ですから、各

委員の慎重なご意見を大切にしながら、進めるということでもよろしくお願ひします。

○上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。

○福永委員： 第3条はこの議案に載っていませんが、内容はどのようなものですか。

○石井課長： ご指摘の通り、条例改正案には第3条は載っておりません。元々の有田市立病院事業の設置等に関する条例の第3条には、現在、事業管理者を置くという形の地方公営企業法全部適用という形で有田市立病院事業を運営しております。そのことを第3条で謳っていますが、指定管理者制度を導入となりましたら、運営責任者が、事業管理者ではなく指定管理者先となるために、第3条の事業管理者が事業運営者となることを適用しないということで謳わせていただいております。こちらには載ってございません。失礼いたしました。

○福永委員： 第3条を載せておくことは都合が悪かったのですか。

○石井課長： 改正案のところだけ載せるこれまでの前例に倣って作成しています。申し訳ございません。

○福永委員： 新旧対照表のところへでも載せておいてもらえれば、分かりやすくくていいのですが……

指定管理者になると、職員の身分は公務員ではなくなるので、その身分の保障等については、当事者が十分納得できるだけの説明ができるのか。事務長は昨日の一般質問で、了解をもらいましたと言っていましたが、そんなふううまく事が運ぶようには思えませんが。今後の進め方の説明を願います。

○神保事務長： 昨日の一般質問で説明をさせていただいたのは、総務省事業の採択をされたということで、全職員を対象に説明をしました。採択された事業の中には、指定管理者制度の導入についても希望すれば可能ということなので、職員としては心配というところもございます。まだ指定管理者を導入すると決定していない段階であったので、詳細には答えることはできませんし、協議もしていない中での説明でありましたが、今後、地域医療振興協会と協議をしていく中で、いつから指定管理を受けていただけるかを目指していきますが、その際には、一旦、退職手当を支給して、希望すれば協会の職員となるので、そこの給与はどのような運用がなされているのか、現在の給与水準はどこなのかというところで比較して、これを労働組合と交渉をしながら、どれだけ市として激変緩和をするか、人によっては上がるかもしれないし、下がるかもしれない。その辺りを調整し、個々に面談をしていく中で、そこをどれだけ埋められるかというのを労働組合、職員にも説明しながら、丁寧に進めていきたいと思っています。職員にとってはそこが一番不安なところだと思いますので、これから協会とその水準の協議をして、組合とも交

渉をしていきたいと思っています。

○福永委員： 100%納得できなくても、丁寧な対応をお願いしておきます。

○上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。

○浜口委員： 条例の一部改正ということであるので、あまり突っ込んだ話はしたくありませんが、公的病院に対する地域医療の専門的な支援ということで、市立病院はかなり厳しい。私は運営については「良」だと思う。但し、経営についてはかなり厳しい状況である。私が把握しているところですが、これは降って湧いて出た話であるのか、それとも病院関係者が藁をも掴む気持ちですかりにいったのか、そのところをどのように考えているのか。

今後、労使関係等々の問題が出てくると思う。総務省と言っていますが、総務省とこの地域医療振興協会は親子、兄弟ほどの深い中ではありません。総務省の中でのことであって、地方の公的病院に対する専門的な医療でいうものではない。はっきり言って別です。私が聞いているのは、その解釈です。私も調査しました。総務省と言えば「葵の御紋」のように皆が受け取る。そうではない。和歌山県に来ていた総務省の方が、本庁に帰って、この方面のエキスパートになっているわけ。そこから話が出たことであってね。総務省にお願いすれば、何でもかんでも地域医療に対する専門的な支援をしてもらえるというものでもない。

市立病院はもう危篤状態か、手術をすれば治るのか、まだ投薬だけで治るのかというところを聞かせてほしい。

○神保事務長： これまでの市立病院の運営については、やはり医師の安定した確保ということが経営に一番反映してくるというところで、医師確保にこれまでも全力で取り組んできました。平成25年当時、医師が12名、内科医師が1名、内科が毎日できず、週に3日しかできない、入院も制限されている非常に厳しい状況で、なんとか医師を確保しないといけないということで、大学だけではなく、全国を駆けずり回りながら確保に努めて、今は何とか県からの支援をしていただき、県の人事枠で今5名を派遣いただいているという状況で、何とか内科も存続できているという非常に厳しい状況です。

今回の総務省の事業は降って湧いたというのではなく、その当時から病院の経営をしていくための安定した医師の確保、地域医療振興協会にも、その当時からご相談させていただいていて、何とか医師を派遣していただきたい、何とか安定した医師確保の下、運営を行っていただけないかと、協会とずっと協議をしてきている中で、たまたま総務省の新施策として、協会と一体的に事業を行うということ、情報を入手し、手上げしていったところであり、総務省の事業に採択されたから、すべてうまくいくとは思っていませんが、今のような状態であれば、いつ大学に横を向かれ、医師を引き上げられてしまうかもしれない。例えば、整形外科においても、ここ2年間ずっと、

医師を引き上げて、済生会有田の方に集約をすと言われ、市長と教授にお願いに行き、何とか引き上げを阻止できている。内科としても純粋な医局派遣は1人です。今6人内科医師がいますが、内1人が純粋な大学からの派遣となっています。このような状況で、地域医療、地域住民からのニーズが高い医療をこの先20年、30年とやっていこうと思ったら、やはりその運営をしっかりとしたところに任せていく、プロに任せていくというところをお願いをして行かなければいけないと考えています。あと身分が公務員でなくなるということですが、このままいって大学に横を向かれて病院が存続できないとなったら、雇用が無くなってしまう。それは絶対に避けなければならないという。身分は公務員でなくなりますが、安定した雇用、200人から300人近くいる、委託も含めて300人ぐらいの従業員がいる、これを何とか守っていかなければいけないということで、この事業を成功させ、今後の地域医療の充実も含めて取り組んでいきたいと思っています。

○**浜口委員**： 私も福永議員と同期で、今当選8回です。平成3年に初当選をさせてもらいました。平成3年から有田市の市立病院がどのような状態かということで、委員会でも、個人的にも神保君に聞かせてもらいましたが、毎年3億円、5億円というように、一般会計から繰り出しをしている。私が当選してから120億から130億円のお金を入れているのですが、それはその年、その年で消えてしまっているわけ。なおかつ建設も含めての話ですが、30億から40億円の負債を抱えている。確かに経営状態とすれば、大変厳しいと思う。私は基本的に有田市の税収入、真水の税収入の10パーセント、34億から35億円の税収入の中の10パーセント、3億円程度なら交付税措置もあるから、許容範囲と思っていたが、昨日、商工会議所の関係者と雑談した中で、有田市の人口は今どれくらいかということであったので、早速、議会事務局に電話をしたら、令和2年の国勢調査の人口で26,553人ですと電話をくれました。それで、有田市の直近の人口は26,500人余りと言ったのですが、人口は急激に少なくなっている。人口が少なくなるということは患者が少なくなるということだから、大変厳しいと思います。今回のこれ、条例の一部改正であるので、またまた今後どういう議論になるのかわかりませんが、案件が少ないから質問をさせてもらいました。これはざっと受け流してくれたら結構です。

○**上山委員長**： ほかにご質疑ありませんか。

○**中谷委員**： 福永委員とダブるかもわかりませんが、指定管理者制度の条例には関係がないかもしれませんが、不安に思っていることがあります。以前、吉田さんがやっていた役職は、イメージとしては病院の経営の在り方とか色々な事の年度計画をして、それに基づいて運営されていたと思っていました。今回、実際に指定管理としたときに色々な報告、事業の決算の報告などは、昨日の一般質問から、いただけることがわかったのですが、実際の基本

的な病院の在り方についての原案というものをどなたがつくられるのか、その役職についてはどのように考えたらいいか、指定管理者に委託するとしても、病院の在り方という基本的なものも委託しないと、お金だけの契約ではおかしいと思うので、その辺について、市民から聞かれたときに説明のできるものがあれば教えて下さい。まだできていないのならそれでもいいですが、その辺りはどうですか。

○**神保事務長**： これから具体的に地域医療振興協会と協議をしていくことになりませんが、その中で指定管理先に担っていただきたい医療、医療行政としても担っていただきたいことを市民福祉部とも協議をしているところですが、指定管理先に公立病院としての使命、そういう医療を担っていただきたいと協議を行うこととしています。ただ、不採算な部分に関しては、今であれば一般会計から繰り出ししていただいています。そこを負担金になるか、補助金になるのかはわかりませんが、負担していくことになろうかと思えます。公立病院の使命としての災害や感染症に対する医療、救急、周産期・小児医療など、これから協議をして、これらの医療を提供していただきたいということで、協議していきたいと思えます。

○**中谷委員**： 了解です。

○**上山委員長**： はい、小西委員。

○**小西委員**： 一歩進んで、専門家委員会をつくるということになってきます。それで、あーでもないこーでもないという討論がある。庁内の討論から専門家委員会というものになっていく。そして青写真をつくっていく。その時に市議員が関わることができる状況をつくってもらいたいと思えます。そういう点では車の両輪のように、市議会との関係というのは市長が考えることだとは思いますが、事務長としては、それをどのように考えられているのか、お聞きしたいと思えます。

○**神保事務長**： どのような医療を提供していくか、これから具体的に協会と協議をして、新病院の基本構想を策定していくことになりませんが、その時期がくれば、有識者会議かなにかを立ち上げて、そこで議論をして決めていくということになると思えます。これについては、市長との協議になってくると思うのですが、そこに議会から代表の議員が入っていただくこともあり得るかと思えます。

○**小西委員**： 一般質問で言ったように、有田郡市で6,800余の署名を集めて、当議会から意見書として、産科の存続を願うということをお大運動化して知事まで届けた訳でございます。どこが窓口になったかといえば、市議会のそれぞれの議員がこの役割を担った、つまり市民感情をよく理解しながら動いているということをお是非下敷きに入れて、市長にも具申をして欲しい。ここに議長がいらっしゃるので、お願いをしたいのは、文教厚生員会の視察という

のは中々難しい。だから、委員長と副委員長が視察、要するに参考とすべき医療機関があれば、紹介をしていただきながら、それを実行した自治体に対して、現地へ行って状況を聞いてきて欲しいと思っています。議会の文教厚生委員会の代表として、そういう施設を選定して、行ってきて欲しい。先ほど言った市長に具申して、市議会議員の代表を入れて欲しいということ、それがモヤモヤになるのであれば、委員会として正副委員長を派遣して欲しいということをお願いとして、この委員会の時に私のお願いとして、聞き置いてください。

○上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。

○上野山副委員長： 先程から何度も言うように、今回の条例については指定管理をすることができる一部改正という認識は持っています。ただ、それに向けて進んでいるというのも事実としてあると思います。そのような中で、主に看護師さん、職員さんについて、今まで市立病院で仕事をしたいということで、個人のキャリアプランも考えつつやってきたと思います。看護師という特殊な仕事であるから、市立病院以外のところで看護師として働くことについては、大きな変更はないかもしれませんが、先程、福永委員もおっしゃられたように、身分であるとか、給与であるとかというところは大幅に変わる可能性があります。実行についてはもう少し先になると思いますので、新体制の色々な評価基準、仕事に対する評価基準、給与体制や福利厚生を含めて、しっかりと職員の方にご説明して、納得いただいてというのが大前提だと考えております。もうひとつは、どうしても新しいところは嫌だという方がいらっしゃるかもしれないです。その方は他へ転職されるのかどうかはわかりませんが、万が一、市役所に残りたいとなったときに、残れる手立てというのは、現時点での考えでも結構ですので、あるのかないのかというのを教えてください。

○神保事務長： そこは、総務の人事、経営管理部の方で、職員に対する説明の中身も含めて、これから協議を行っていくところなので、ここで私からお答えできることはできません。指定管理者にお任せをしたら、医療の質というのは今よりはるかに上がると思います。キャリアプランをお持ちの職員については、研修制度の充実もしています。ただ、おっしゃるとおり身分が公務員でなくなるというところが一番心配なところだと思うので、そこは個々に具体的に、協会の職員となったときの水準を照らし合わせて、組合と交渉し、最終、個々と面接をし、意向を伺っていきたいと思います。

○上野山副委員長： 引き続き、万が一残りたい、行くのが嫌だという方がいらっしゃる場合の対策というのも十分に考えていただきたい。それと今まさに、お話しされたように、体制自体がガラッと変わりますので、そのような中で先ほども言ったのですが、キャリアプランのところも含めて、個人の

働き方というのか、言い方が悪いかもしれませんが、市立病院だからこれでいいというような考え方の方はいないとは思いますが、万が一いた場合に、そういった方がもっとクリエイティブな仕事をしなくてはいけないとか、色々なことを言われたときに負担になるかもしれません。そのようなところも含めて、このようなところだからもう少し直さなければとか、自分自身が思えて、自己研鑽していけるようなことを、今からつくっていただくということが非常に大事だと思いますので、何年先になるのかはわかりませんが、本当に今から職員の事を思った指導体制、指導と言えば大げさかもしれませんが、道標をきちんとつけていただきたいと非常に思っています。

○石井庶務課長： キャリアプランのところと今後体制が変わっていった中で、業務内容、医療という部分では同じなのですが、レベルアップしていく不安ということも、恐らく看護師だけでなく事務職も含め全ての者が持っていると思います。その中で看護部長など、管理職の方とも話をしているのですが、今後導入が決定した際に、自分たちが希望したときに、次の病院で必ず雇用されるのかと不安を持つ者も中には当然ございます。その中では、自分を雇ってもらいたいと思えるレベルアップを今のうちからしておきなさいと管理職の方からそのような指導をしていくという言葉をいただいております。また、これまで開催してきた説明会（総務省事業が採択されたという説明会で看護師以外の職員も含む）で自分たちが、やりたい医療、今後病院の体制がどういった医療をするかによって、自分たちがいきなり対応できなければ駄目で、勉強していく必要があるので、今後どのような体制になるのか早いうちに教えてほしいといった意欲的な職員の意見も聞いております。今いただいたご意見もそうですが、管理職も含め全員で共有して、そういった方向に向かっていきたいと考えております。

○生駒議長： これから会議を進めていくにあたって、主たる相手方は地域医療振興協会で、総務省とは関係ないのか。

○神保事務長： 具体的に協議を進めていくのは、地域医療振興協会となりますが、その状況については協会が適宜総務省へ報告をしていくことになると思います。

○生駒議長： 総務省はずっと関係してくるわけよな。仮に総務省から圧力がかかってきた場合、紳士的に有田市と協会を取り決めをしていくが、総務省から何かが起こりうる場合もあるということ。

○神保事務長： 総務省が地域医療振興協会に委託をしていると言いますか、総務省が協会に任せているので、地域医療構想の実現に向けて、協会が、当院の医療提供体制を決めていくので、それと随時協会から総務省に報告をしアドバイスを受けていたりしながら、この事業を進めていくことになると思いますので、圧力などはかからないと思います。

○生駒議長：先方はおそらく連携しながらやっていくと思いますが、尾身さんもいるし、大丈夫だと思うけど、政府に強い人で、今もコロナで頑張ってくれている人なので、大丈夫だと思うけど、指定管理は頼むことになるが、あえて言えば市がオーナーよ。庇を貸して母屋を乗っ取られることにならないように、市長にも頼んでおきたい。現状の経費より指定管理に任せることで、2倍も3倍も経費が掛かってくれば、何をしているのかわからなくなるので。先ほどからの職員の事が一番大事ですが、委託料が今の経費よりも多くならないように。

それと、議員から市民に説明するのではなく、当局からしっかり市民に丁寧な説明をしていただきたいと思います。また、先ほど小西委員から議会に対して意見もあったので、それも踏まえて、しっかりそれに対しての体制を採っていくようにしていきますので、お互い良い病院ができるようにしっかり頑張っていきたいと思います。

○上山委員長：ほかにご質疑ありませんか。

○堀川委員：この指定管理ということが色々と問題になっていますが、職員の身分が、立場が変わっていくというようなことで、議論になっていますが、公営では続けていくのは難しいのに、指定管理では続けていけるといのは何が違うのか。やはり医師の人数、質の問題だと思いますが。十分に医師を派遣してもらって運営が良くなる。病院は医師次第だと私は思います。今はもうこの地域医療振興協会の指定管理ありきで話が進んでいるように思うので、今の状態で身分も変わらず、医師派遣を十分にしましょうという地域医療振興協会であればいいのにとおもいます。そのような選択はできないのですか。初めての事業で指定管理にするのであれば、比較しようがありませんが、今、実際に職員が大勢いて、身分を変えてまでしなければいけないものかなという思いがある。今のままで、この協会のバックアップを受けて運営を続けられないのかという疑問がありますが、どうですか。

○神保事務長：おっしゃる通り医師確保です。すぐに異動で変わるのではなく安定して、長期でいていただける医師、当院の医療提供体制に対しての適正な医師の数が確保できればいいのですが、今まで和医大にお願いをしてきていますが、働き方改革もあり、減らされるかもわからないので厳しい。地域医療振興協会にも平成25年当時から医師派遣のお願いはしてきましたが、常勤で何年もというのは、協会としても派遣できない。急場しのぎの短期間1月程度の短期であればということもありましたが、それでは厳しい。医師だけを派遣するというのではなく、指定管理も含めた中で、安定した医師、医療提供体制に見合った医師数を確保できるのかなと思います。今であれば、和医大や医師派遣会社にお問い合わせするだけしかありませんが、地域医療振興協会には25病院や、様々な介護施設、診療所があり、約1,200人の医師がいます。

医師を募集するにしても、市立病院で公募するのと地域医療振興協会で公募するのでは、違いがありますし、地域医療振興協会は自治医大の1から3期生の医師が地域医療を充実させていきたい、へき地医療を守っていきたいとの思いで設立された団体ですので、自治医大の精神、その思いで、そこで働きたいという医師が集まってくるのかなということもあります。

○上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

閉 会 午前10時54分